

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。)等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。</p> <p>② 人件費改革と給与水準の適正化 ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)や「整理合理化計画」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等、引き続き人件費改革に取り組む。 なお、給与の水準については、国立のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況、同種の民間施設等の状況などを踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制 ア 業務運営の一層の効率化や、自立支援の取組に関する課題等に対応するため組織体制の見直しを行う。 イ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。</p> <p>② 人件費改革への着実な取組 ア 平成21年度から実施する国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度について、旧制度からの切替を確実にを行い、新制度への円滑な移行を図る。 イ 人事評価制度について、これまでの実施状況や国家公務員の人事評価のリハーサル実施の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、人事評価の結果等を職員給与へ反映させるための具体的な検討を行う。</p> <p>③ 人事配置 ア 人事評価の結果等を活用し、 ①職員の意識高揚と能力開発、 ②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。 イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を平成20年度に引き続き実施する。</p>	

		ウ 施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行う。			
	自己評価		評価項目 1	評 定	
	評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成20年度においても計画的に削減を行う。 ・平成21年度内にラスパイレス指数を98.1以内とする。 			
	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。 ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 役員職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、平成20年度に取りまとめた内部統制・ガバナンス強化に関する報告に基づき、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するため、業務の執行状況等に関する内部監査を実施する。</p> <p>② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。 ③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。 イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起らないよう注意喚起を図る。 ウ ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。 エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 ホームページ等において、平成20年度の業務運営の状況や財務状況について公表するとともに、平成21年度における業務運営の遂行状況に関わる重要事項等について適宜公開するなど、積極的な情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査</p>	

	業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。	が効果的かつ効率的に行うことができるよう、平成21年度から内部監査を実施するとともに、それを担当する部所を組織として位置付ける。	
	自己評価		評価項目2
	評 定		
	評 価 の 視 点 等 (現 行)		評 価 の 視 点 等 (案)
	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価 会議を平成20年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価 会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。 	
	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判されていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等) 	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて2.3%以上節減すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づき運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。</p> <p>イ 平成21年度から実施する国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度の円滑な施行を図り、人件費の削減に取り組む。</p> <p>ウ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 平成21年4月の障害福祉サービス費用の改定の影響を正確に把握し、安定的な事業費収入の確保に努める。</p> <p>イ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者2名に対して、継続して社会生活適応支援を提供するほか、今後の地域生活移行の状況に応じて、新たな対象者の有期限の受け入れについて検討する。</p> <p>ウ 就労移行支援の利用拡大など、計画的な実施を図る。</p> <p>エ 地域のニーズを踏まえ、短期入所を推進する。</p> <p>オ 通所利用者の利用拡大を図る。 また、施設外の生活介護事業を平成21年度から新たに実施し、通所利用者の新規開拓に努める。</p> <p>カ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p> <p>キ 法人の単独事業として実施する在宅の知的障害者を対象とした宿泊体験及び余暇活動の場を提供する事業の利用者の拡大を図る。</p> <p>ク 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。</p> <p>ケ 専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
		とができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。	
	自己評価		評価項目3 評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比較して、どの程度節減が図られているか。 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、現状分析や利用方法等の検討を随時行う。 併せて、不用となった建物の処分等についても検討する。 ② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	<p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。 イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。 ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。</p>			
	自己評価		評価項目4	評 定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様) ・施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効果的かつ効果的な利用が図られているか。 ・保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。 ・施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。 ・地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様) ・施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効果的かつ効果的な利用が図られているか。 ・保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。 ・施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。 ・地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。 				

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績			
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進</p> <p>(1) 「随意契約見直し計画」に基づく取組等 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組 平成21年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実にを行い、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成21年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>				
		自己評価		評価項目5	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				
<p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>		<p>[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・一般競争入札等の実施状況はどうか。競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>				

<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政:独委評価の視点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政:独委評価の視点) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む)。また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p>	

	自己評価		評価項目6	評 定	
評 価 の 視 点 等 (現 行)		評 価 の 視 点 等 (案)			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。 <p>・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成20年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割以上縮減すること。 <p>・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。 			
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績		
	<p>① 実施計画の作成と実践</p> <p>厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的支援（プロセス）の実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組</p> <p>次の取組を行うことにより、平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問を行うなど、理解と同意を求める取組を強化する。</p> <p>c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。</p> <p>d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。</p>			
	自己評価		評価項目7	評 定	
評 価 の 視 点 等 (現 行)		評 価 の 視 点 等 (案)			
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に25人程度の保護者の同意を得る。 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度中に25人程度の保護者等の同意を得る。 			

<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>		<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。</p>					
中期目標(第2期)		中期計画(第2期)		平成21年度計画		平成21年度の業務の実績	
		<p>ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保</p> <p>エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備</p> <p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>		<p>イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成21年度においては、茨城県、栃木県、岐阜県、大阪府、山口県、広島県、大分県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。</p> <p>ウ 移行者に対する地域生活定着支援 ・ 移行直前の健康診断の実施を徹底する。 ・ 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域相談支援センターによる支援を行う。</p> <p>③ 地域移行モデルの作成 本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整など、地域移行にきめ細かく丁寧に対応した事例を取りまとめ、地域移行を進める上で重要な関係者の協力・調整に対する取組・心構えに関するマニュアルを作成する。</p>			
		自己評価		評価項目8		評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)					
<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>		<p>[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。</p>					

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。</p>	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 ① 福祉と医療の連携によるサービス提供 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。 なお、実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を平成20年度から引き続き招へいし、専門的な指導・助言を受ける。 ② 新規受入の継続 平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入を継続し、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。 ③ 日中活動支援の充実 提供する日中活動について、個々の障害の特性、能力等に応じて効果的なサービス内容とするため、平成21年度において施設外の生活介護事業を新たに実施するなど、日中活動のメニューの充実を図る。 ④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、再犯を防止し地域での自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自立に向けた支援を提供する。 また、これらの実践等を通じて、刑務所出所後の受皿となる福祉施設における効果的な支援プログラムの開発等の検討を行う。</p>			
	自己評価		評価項目9	評 定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
<p>[評価の視点] ・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p>	<p>[評価の視点] ・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</p>				

<p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</p>	
<p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>	<p>・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>2 調査・研究 (1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。 また、調査・研究の内容に応じた、関係機関等と連携・協力により実施すること。</p> <p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p> <p>② 講演会等の開催 知的障害関係業務に従事する職</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムに関する調査・研究 ③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究（5年計画の2年次目） ④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究（3年計画の1年次目） ⑤ 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究（2年計画の2年次目） ⑥ 地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 実施体制 ア 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>イ 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
<p>員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。</p>	<p>議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。</p>			
	自己評価		評価項目10	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)			
<p>[数値目標]</p> <p>・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成20年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p>		<p>[数値目標]</p> <p>・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>・調査・研究を6テーマ以上を実施する。</p>			
<p>[評価の視点]</p> <p>・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p>			
<p>・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>		<p>・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p>			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。	イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。 ② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。 イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。	
	自己評価	評価項目11	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[数値目標] ・研究紀要を年間1回以上発行する。 ・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。	[数値目標] ・研究紀要を年間1回以上発行する。 ・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。		
[評価の視点] ・調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。 ・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。	[評価の視点] ・調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。 ・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。	3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。 (1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対	3 養成・研修 (1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。</p> <p>また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の実習生の受入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。</p> <p>なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p> <p>(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>ア 全国の知的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、国立のぞみの園が主催により、次のセミナーを実施する。</p> <p>a 行動援護従業者養成中央セミナーを実施する。</p> <p>b 福祉セミナーについて、国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、平成21年度中に2回実施する。</p> <p>なお、このうち1回は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーとする。</p> <p>c 最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>イ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入</p> <p>ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成20年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。</p> <p>なお、平成21年度においては、実習プログラムを実践する中で、資格取得の養成学校等と連携・協力して、プログラムの検証を行い、必要に応じて、平成22年度に向けた改訂の検討を行う。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p> <p>(2) ボランティアの養成</p> <p>① ボランティアメニューの整備 平成20年度に整備したボランティアメニューのプログラムに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 施設紹介ビデオを活用して、国立のぞみの園の活動の周知を図るとともに、ホームページやニュースレター等にボランティアメニューを掲載する。</p> <p>また、ボランティア団体等に対して、利用に関する働きかけを行う。</p>	

	自己評価	評価項目12	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成20年度にそれぞれ1回実施する。 <p>・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成20年度に2回実施する。</p> <p>・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成20年度に2回実施する。</p>	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。 <p>・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。</p> <p>・養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。 (アンケート内容を精査のうえ、平成22年度より評価の視点等として実施する。)</p>		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成・研修の実施状況はどうか。 <p>・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p> <p>・大学・専門学校等の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p> <p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 養成・研修の実施状況はどうか。 <p>・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</p> <p>・大学・専門学校等の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。</p> <p>・ボランティアの養成の取組状況はどうか。</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>4 援助・助言</p> <p>重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。</p> <p>また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言</p> <p>(1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。</p> <p>(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言、及び情報提供を行う。</p> <p>なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	

	自己評価	評価項目13	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。	[評価の視点] ・援助・助言の実施件数はどうなっているか。		
・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。	・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。		
・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。	・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者のかかりつけ医として、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。 a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的を実施する。 b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。 c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。 イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。 ② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、施設利用者への診療に支障のない範囲内で、地域の知的障害者等に対する診療に積極的に取り組む。 ③ 心理外来等の利用拡大等 心理外来等について、利用拡大に努めるとともに、関係機関と連携しその充実を図る。	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。	(2) 地域の障害者支援の充実 ① 高崎市自立支援協議会における活動 高崎市自立支援協議会に参加し地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。 ② 地域の障害者に対する生活支援 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護(ケアホーム)等のサービスを提供するとともに、相談支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。平成21年度においては、地域の知的障害者等の自立を支援するため、施設外においても生活介護事業を行い、日中活動の充実を図る。			
		自己評価	評価項目14	評 定	
	評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
[評価の視点] ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。	[評価の視点] ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。				
・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。	・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。				
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。 (1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。 (2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。 (2) 第三者評価機関による評価 福祉サービスに係る第三者評価機関による評価を実施する。			

	自己評価	評価項目15	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)		
<p>[数値目標]</p> <p>・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p> <p>・その場で出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p> <p>・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p> <p>・その場で出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>		
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	第6 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当(依頼退職等)への充当	第6 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用 4 退職手当(依頼退職等)への充当			
	自己評価		評価項目16	評 定	
	評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)			
[数値目標] ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。	[数値目標] ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。				
[評価の視点] ・総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。	[評価の視点] ・総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、どうなっているか。				
・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。				
・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)				
・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)				
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績											
	(2) 人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名 (参考2) 中期目標期間の person 費総額 中期目標期間中の person 費総額見込み 11,581百万円	(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成21年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 270名 年度末の常勤職員数の見込み 260名 (参考2) person 費総額 平成21年度の person 費総額見込み 2,474百万円												
		自己評価	評価項目17	評定										
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)												
[評価の視点] ・ 人事に関する計画は実施されているか。		[評価の視点] ・ 人事に関する計画は実施されているか。												
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績											
	2 施設・設備に関する計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設・設備の内容</th> <th style="width: 20%;">予定額 (単位:百万円)</th> <th style="width: 50%;">財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設置工事</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td>20年度施設整備費</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事</td> <td style="text-align: center;">107</td> <td>20年度施設整備費補助金(第2次補正)</td> </tr> </tbody> </table> 3 積立金処分に関する事項 なし	施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源	スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費	スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)	2 施設・設備に関する計画 なし ただし、平成20年度第2次補正予算(明許繰越)に計上された次の工事について、21年度内に施工する。 ・ 生活寮等に係る消防法施行令改正に伴う第2期スプリンクラー設置工事 ・ 特定寮(つつじ寮)のバリアフリー化等改修工事			
施設・設備の内容	予定額 (単位:百万円)	財源												
スプリンクラー設置工事	90	20年度施設整備費												
スプリンクラー設置工事及び特定寮のバリアフリー化等改修工事	107	20年度施設整備費補助金(第2次補正)												
		自己評価	評価項目18	評定										
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)												
[評価の視点] ・ 施設・設備に関する計画は実施されているか。		[評価の視点] ・ 施設・設備に関する計画は実施されているか。												